

数には含みません。

- (2) 薬学生、看護学生等は、学校または養成所を卒業後直ちに、市内医療機関等で、貸与期間に相当する期間（退職した月は含まない。）、常勤の薬剤師、看護師、助産師、保健師として勤務することにより、奨学金の返還を全額免除します。

◆奨学金の返還◆

次の事由に該当したときは、その事由が生じた日の属する月の翌月までに貸与を受けた金額を原則、一括返還していただきます。特別な事情等があれば、相談により返還方法を変更できる場合もあります。

- (1) 奨学金の貸与の決定が取り消されたとき。
- (2) 医学生は、卒業後2年1ヶ月以内に医師免許を取得できなかったとき。
- (3) 薬学生は、卒業後2年1ヶ月以内に薬剤師免許を取得できなかったとき。
- (4) 看護学生等は、学校または養成所修了後1年1ヶ月以内に看護師等免許を取得できなかったとき。
- (5) 返還の免除の条件を達成できない見込みとなったとき。

◆奨学金貸与の申請手続き◆

奨学金の貸与を希望する方は、次の書類を提出してください。

①医学生、薬学生、看護学生等奨学金貸与申請書

②住民票

※看護学生等で、安来市外に住民登録があるものについては、安来市に住民登録があったことを証明する書類。（例：戸籍の附票の抄本等）

③ 在籍する学校または養成所の在学証明書（4月以降の日付）

④ 在籍する学校または養成所の長の推薦書（4月以降の日付）

⑤ 連帯保証人の所得証明書

※発行窓口：安来市役所（税務課）、広瀬地域センター、伯太地域センター等

⑥ 債権者登録依頼書（市に申請者本人の口座登録が必要。登録済の方は省略可）

※口座確認のために通帳または通帳の写しをご提出ください。

◆申請書の提出締め切り◆

令和8年4月1日から4月30日必着。（閉庁日を除く）

安来市健康福祉部いきいき健康課にお問い合わせ、ご提出ください。

【問合せ・提出先】

〒692-0404 安来市広瀬町広瀬1930-1

健康福祉部いきいき健康課（安来市健康福祉センター）

TEL：0854-23-3221 / FAX：0854-32-9230